

## 聖籠町立図書館公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、聖籠町立図書館(以下「図書館」という。)の利便性の向上を図るために設置した無線によるインターネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (管理責任者の設置等)

第2条 無線LANの適正な管理を行うため、無線LAN管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

2 管理責任者は、図書館長をもって充てる。

### (利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用することができる施設、場所及び時間は、次のとおりとする。ただし、無線LAN機器の状態により、利用場所内であっても利用できない場合がある。

(1) 利用場所 図書館内

(2) 利用時間 開館時間内

2 管理責任者が必要と認める場合、利用時間を変更することができるものとする。

### (無線LANの利用)

第4条 Wi-Fi機能を搭載したパソコン等は、無線LANの利用者(以下「利用者」という。)が準備するものとする。

2 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他関係法令を遵守しなければならない。

3 無線LANを利用するための申請は不要とする。ただし、本規約及び無線LANを提供するFREESPOT協議会が定める利用規約に同意しなければ

ば利用することができない。

4 無線LANの利用料金は、無料とする。

5 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとする。

#### (禁止事項)

第5条 利用者は、無線LAN利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

(4) 誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(6) 犯罪行為又はそのおそれのある行為

(7) 性風俗、宗教、政治及び選挙活動に関する行為

(8) ユーザーID及びパスワードを不正に使用した行為

(9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為

(10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為

(11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為

(12) ゲーム・電子商取引その他公共の施設において相応しくない行為

(13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反する恐れのある行為

2 利用者が前項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、管理責任者は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

3 第1項各号に該当する利用者の行為によって聖籠町(以下、「町」とい

う。)、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合、当該利用者が全ての法的責任を負うものとし、町は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第6条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守または工事を定期的若しくは緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事情がある場合
- (4) その他管理責任者が無線LANの運営上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの運用の中止等により、利用者または第三者に損害が生じた場合においても、町は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第7条 町は無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

また、無線LAN利用に当たり、利用者または第三者に次の各号による損害等が生じた場合においても、町は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止
- (2) 無線LANを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失
- (3) 利用者のパソコン等に対するウイルス感染等によるデータの破損、漏洩等

(4) 利用者が無線LANを利用したことにより第三者との間に生じた  
紛争等

2 管理責任者は、無線LANの適切な利用を図るため、特定のWebサイト  
への接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第8 管理責任者は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更すること  
ができる。

附則

この規約は、令和元年6月4日から施行する。